

勤労ふじさわ

発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

本紙のデザインはJOBチャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。



職場におけるハラスメント対策はできていますか？

令和2年6月1日から職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となり、中小事業主についても、令和4年4月1日から義務化されています。セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策も同様です。これまでも雇用管理上講ずべき措置など、職場環境の改善に取り組んでいる企業も多いかと思いますが、継続したハラスメント対策に向けて、今一度ご確認ください。



◆ハラスメント防止のため事業主が講ずべき措置◆

1 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること。また、行為者に対して、厳正に対処する旨の方針・内容を就業規則等で規定し、労働者に周知・啓発すること。

2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談窓口を定め、労働者に周知すること。また、相談を一元的に応じることのできる体制を整備すること。

3 事後の迅速かつ適切な対応

事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実確認後は、速やかに被害者・行為者に対する措置を適正に行うこと。また、再発防止に向けた措置を講ずること。



4 職場におけるハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置等

※((1)はマタニティハラスメント等、(2)はパワーハラスメントについて)

(1)制度等の知識や自身の体調・制度の利用状況等に応じた適切な業務を遂行していくという意識を持つことなどを、妊娠等した労働者に周知・啓発することが望ましいこと。

(2)コミュニケーションの活性化や円滑化のための研修等の必要な取り組みを行うこと、また適正な業務目標の設定等の職場環境の改善のための取り組みを行うことが望ましいこと。

5 1から4までの措置と併せて講ずべき措置

相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知すること。また、相談したことを理由に、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

詳細はこちら（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



■かながわ労働センター湘南支所

解雇、賃金不払い、有給休暇、長時間労働、退職強要、派遣労働、パワハラ、セクハラ、シフトをはずされたなど労働に関する労使間のトラブルの解決に向け、かながわ労働センターの職員がアドバイスします。 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dh3/cnt/f7598/index.html>



【目次】

◇職場におけるハラスメント対策はできていますか？

P 1

◇全国安全週間・労働保険年度更新

P 2

◇中小企業退職金共済制度・うつ病セミナー

P 3

◇人材開発支援助成金・ユースサポート・ユースワークふじさわ

P 4



7月は「全国安全週間」です！ 労働災害の防止・減少に努めましょう！

全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。この取組期間を機に、各事業場において労使が協力して労働災害防止対策を講じ、労働災害の減少を図るなど、全ての労働者が安全に働くことができる職場の実現を目指しましょう。



～令和6年度の「全国安全週間」スローガン～

危険に気付くあなたの目

そして摘み取る危険の芽

準備期間：6月1日～6月30日

実施期間：7月1日～7月7日

みんなで築く職場の安全

■ 準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- 1 安全大会などを開催し、経営トップ以下関係者が意思を統一し、安全意識を高揚させる
- 2 安全パトロールによる職場の安全の総点検
- 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布、ホームページなどを通じた自社の安全活動等の発信
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- 5 緊急時に必要な訓練の実施
- 6 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

詳細はこちら
(厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_3968



令和6年度 労働保険の年度更新を忘れずに！ 更新期間：6月3日(月)～7月10日(水)

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

- 事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続き「年度更新」が必要です。
- 労働保険は働く皆さんを守ります
法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に入らなければいけません。労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険です。従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の**責務**です。



詳細はこちら(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html



【問い合わせ】

年度更新コールセンター：0120-405-082

開設期間：令和6年5月30日(木)～7月19日(金) 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

<安心・確実・有利な国の退職金制度>

中小企業退職金共済制度（中退共制度）

従業員の確かな安心のために！



退職後の安定

安心して働ける 意欲・生産性の
職場 向上

人材の
安定確保



退職金は国の制度を上手に活用しましょう。

中小企業退職金共済制度とは

国が作った従業員の退職金制度です。

独力では退職金制度を設けることが難しい中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を設け、中小企業で働く方々の福祉の増進を図り、中小企業の振興と発展に寄与することを目的としています。

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職した時は、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

加入条件や手続きなど、詳細はホームページでご確認ください。

問い合わせ

独立行政法人
勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
コールセンター

時間

午前9時から午後5時15分
まで（土日祝日は除く）

電話

03-6907-1234



<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

令和6年度うつ病セミナー・うつ病家族セミナー

うつ病休職からの復帰を成功させるために

うつ病で休職された方の復職と、その後、安定して就労を継続するためには、ご本人・職場それぞれに必要な準備があります。この度、産業医・精神科医の講師を招き、これまでの職場復帰支援の経験を踏まえて、復職を成功させるコツをお話いたします。

就労されていない方にも、体調管理などについて学びが得られる内容ですので、ご家族の方やご興味のある方はぜひご参加ください。



講師：後藤 剛 先生

（産業メンタルヘルスクエア株式会社
代表取締役・医師）

●講師プロフィール●

総合内科医を経て、平成25年から山形さくら町病院に精神科専門医・精神保健指定医として勤務。うつ病による休職者の職場復帰支援（リワーク）が専門で、数多くの働く人・働きたい人を治療してきた経験を持つ。

職場内でのメンタルヘルス対策に取り組むため、平成30年に会社を設立し現在に至る。

日本医師会認定産業医・労働衛生コンサルタントほか。

日時

令和6年7月11日（木）午後6時～8時（受付開始午後5時45分）

形式

オンライン研修（Zoom 使用）

対象

藤沢市在住・在勤でうつ病、双極性障がい、その他のストレス関連障がい
で療養中の方、家族、支援者、関心のある方等

定員

50名

申込

7月9日（火）までに藤沢市ホームページ電子申請からお申し込みください。受付完了後、メールでご案内いたします ※二次元コードを読み取ると申請ページにアクセスできます。



問い合わせ

●申し込みに関すること●

藤沢市保健所 保健予防課
0466-50-3593

●講座に関すること●

藤沢病院 デイケア課
0466-23-0909

利用しやすくなった人材開発支援助成金 ～従業員の人材育成、スキルアップにぜひご活用を！！～

人材開発支援助成金

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。利用しやすくするために令和6年4月1日から制度の見直しがありました。

<見直しされたポイント>

- ①人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）の拡充
- ②人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）の拡充
- ③人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練）の拡充
- ④人材育成支援コースの申請書類の簡素化
- ⑤コース共通の見直し



助成金には様々なコースがあります。また、支給には要件がありますので詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

見直し内容の詳細はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001238033.pdf>



人材開発支援助成金についてはこちら（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



【問い合わせ】 神奈川助成金センター（神奈川労働局）：045-277-8801

ユースサポート・ユースワークふじさわ 社会体験・就労体験プログラムにご協力ください



「ユースサポート・ユースワークふじさわ」とは

市では、「働きたい気持ちはあるが、なかなか踏み出せない」「家に引きこもりがちで、家族以外との関わりがない」「一度就職はしたが、辞めてしまい、次の一步が踏み出せない」といった悩みを抱える若者やその家族を対象に、専門スタッフによる相談やさまざまな支援プログラムを実施し、若者の社会参加に向けた自立を支援する「ユースサポート・ユースワークふじさわ」事業を実施しています。

協力企業・団体の募集について

若者への社会体験・就労体験等の受け入れや、仕事の経験談、やりがいなどを語る交流会等と一緒に実施いただける協力企業・団体などを探しています。若者と企業とのコーディネートは、ご要望に応じて担当者が対応します。ご協力いただける企業様は下記の電話番号からご連絡ください。皆様のご協力をお願いいたします。



【問い合わせ】

ユースサポート・ユースワークふじさわ

藤沢市本町1-12-17 Fプレイス5階 TEL:0466-86-5481

詳細はこちら <https://www.youthport.jp/fujisawa/>

